

尾張旭市第5期地域福祉計画策定支援業務仕様書

1 業務名

尾張旭市第5期地域福祉計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間とする「尾張旭市第5期地域福祉計画」策定を行うことを目的とする。

あわせて、「第6次地域福祉活動計画」、「地域自殺対策計画」、「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」を策定し、地域福祉計画に盛り込む。

策定に当たっては、第4期地域福祉計画の総括及び国や愛知県の動向、尾張旭市の状況等を的確に把握し、尾張旭市の取り組むべき課題や福祉施策の基本的な方向性、実施施策や目標を定める計画を策定するとともに、他の計画との調整を図りつつ業務を実施するものとする。

また、尾張旭市の重層的支援体制整備への取組みを考慮した内容とする。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

4 業務の体制

受託者（以下、「乙」という。）は本業務委託の遂行にあたり、本業務と同種の計画策定支援業務に従事した経験を有する者を管理技術者として1名選任し、本業務の統括管理を行わせるとともに、本業務を円滑かつ確実に実施するため、管理技術者とは別に的確な人材を担当技術者として1名以上配置し、委託者（以下、「甲」という。）の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。

5 業務内容

（1）令和6年度

ア 基礎データの収集

地域福祉計画については、上位計画である尾張旭市第六次総合計画との整合を図りつつ、高齢者、障がい者、子育て等関連分野の各計画において共通して取り組むべき事項を定める必要があるため、甲の統計資料から基礎データを収集するとともに、関連する各分野の計画内容を把握し、現状と課題、目指す方向性等について整理する。

イ アンケート調査・分析集計

- (ア) 乙は、アンケート調査の設問設計、調査票の印刷及び集計・分析を行い報告書として取りまとめる。(調査対象者は、市在住の一般住民2,000名を想定) ※対象者の抽出は甲が行うものとする。
- (イ) 調査票の設問設計に当たっては、甲の実状に即した設問案を提示すること。また、甲の要望には随時対応しながら調査票を作成し、場合によっては関係者との意見調整の場等への出席及び設問設計根拠の資料の提示を行うこと。
- (ウ) 調査票は見やすく答えやすいものとし、設問の間隔、文字の大きさ、カラーユニバーサルデザインに配慮すること。
- (エ) 調査票の配布・回収に係る費用負担、または封入作業、封筒印刷(発送用封筒:角2サイズ、返信用封筒:長3サイズ)作業は、乙が行うものとする。
宛名ラベル用紙提供は乙が行い、甲が宛名作成する。
- (オ) 集計作業については、単純集計及び3種類以上のクロス集計を行うこと。また以後、甲が要望するクロス集計には随時対応すること。
- (カ) 報告書の作成に当たっては、集計結果をグラフ化し、分析文を掲載すること。

ウ ヒアリング調査

庁内関係各課等をはじめ、甲の各社会福祉団体、ボランティア団体等の代表者に地域福祉施策に関する現状や今後の展望等について意見聴取し、計画策定の基礎資料とするとともに、事業推進にあたっての連携方策の検討等を行うものとする。

関係各課へは第4期計画の点検・評価の視点を盛り込んだ検証シートを配布する。

実施方法は、シート調査を実施後、必要に応じて個別面談聴取とする。

エ 各種会議への出席

乙は、地域福祉計画策定会議に、オブザーバーとして出席し助言等を行う。

会議については、甲と事前打合せを行うこととし、必要な資料については乙にて作成すること。また、会議後は速やかに議事録を乙にて作成し提出すること。

オ 打合せ

計画策定の進行は十分に甲と調整を図りながら行うものとするため、適宜打合せを実施することとし、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し、提出すること。

(2) 令和7年度

ア 地域懇談会(校区懇談会)の運営支援

乙は小学校区ごとに校区社会福祉推進協議会単位で行う校区懇談会の内容、形式について提案し、目的、方法等を甲と協議の上参加し、審議の進行調整への関与と会議への資料提供及び議事録等の作成を行う。

(ア) 9小学校区各2回を開催することとし、内容、形式について乙が提案すること。また甲と十分協議し、その内容をとりまとめる。(2～3校区をまとめて実施することも可とする。)

(イ) 甲の要望に応じて地域懇談会に参加し、運営支援、進行アドバイスをを行う。

(ウ) 地域懇談会における資料は事前に乙にて作成する。

イ 地域福祉計画に対する住民周知・啓蒙

地域福祉計画の住民参加の一環として、尾張旭市広報や市ホームページへの地域福祉計画の策定経過や地域懇談会の内容などを掲載、周知を行うに当たり、その掲載原稿の企画立案、作成を行うものとする。

ウ 計画素案の作成

策定会議等での意見や調査結果、現状分析結果をもとに、甲との協議を重ねながら、甲の実情に即した計画の素案を作成する。

(ア) 基礎調査結果等を踏まえた計画課題の抽出

(イ) 将来フレームの作成

(ウ) 基本的方向性の検討

(エ) 計画の構成の検討

(オ) 計画素案の策定

(カ) パブリックコメントの実施

(キ) リライティング

エ 各種会議の議事運営支援

策定会議に当たり、次の業務を行う。会議の事前打合せについては、甲と打合せを行うこと。

(ア) 各回における議題案の設定支援

(イ) 会議資料原稿の作成

(ウ) 会議へのオブザーバーとしての出席、助言等

(エ) 必要に応じた資料説明

(オ) 議事録の作成

オ パブリックコメントの実施の支援

尾張旭市第5期地域福祉計画素案のパブリックコメントを実施するに

当たり、ホームページ公表用のPDFファイルの作成、寄せられた意見への回答案を作成する。

カ 打合せ

計画策定の進行は十分に甲と調整を図りながら行うものとするため、適宜打合せを実施することとし、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し、提出すること。

6 成果品

(1) アンケート調査票

ア 納入期限 令和6年11月下旬

イ 納入部数 紙媒体及びCD-R又はDVD-Rを1部

(2) アンケート集計報告書

ア 規格等 A4サイズ、100～150頁程度、簡易製本、データ納品有り

イ 納入期限 令和7年3月末まで

ウ 納入部数 紙媒体を3部及びCD-R又はDVD-Rを1部

(3) 計画書冊子

ア 規格等 A4版、両面刷り160頁程度、表紙はフルカラー、それ以外は1色刷り

イ 納入期限 令和8年3月下旬

ウ 納入部数 紙媒体を150部及びCD-R又はDVD-Rを2部

(4) ダイジェスト版

ア 規格等 A4版、両面刷り4～8頁程度、フルカラー

イ 納入期限 令和8年3月下旬

ウ 納入部数 CD-R又はDVD-Rを2部

7 個人情報の保護

(1) 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(2) 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(3) 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(4) 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、甲が必要

と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。
なお、変更する場合も同様とする。

- (5) 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。
- (6) 乙は、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承諾を得るものとする。
- (7) 乙は、甲の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (8) 乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- (9) 乙は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- (10) 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
- (11) 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。
- (12) 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報記録された資料等についても、同様とする。
- (13) 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- (14) 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は個人情報記録された資料等を廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。
- (15) 乙が、個人情報記録された資料等について、甲の承諾を得て再委託による提供をした場合又は甲の承諾を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。
- (16) 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状

況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(17) 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

(18) 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

8 疑義等に対する対応

乙は、本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に記載のない事項については、速やかに甲に報告するとともに甲乙協議のもと、甲の指示に従うものとする。